

写

財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成28年5月24日付平企財発第7号により小平市長及び同日付平教教発第32号により小平市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年5月30日

小平市監査委員 舛 川 博 昭

小平市監査委員 浅 倉 成 樹

## 財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成28年3月17日付平監発第40号で小平市監査委員より報告のあった財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応については、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 小平市ごみ減量推進実行委員会

##### (1) 所管部課（環境部資源循環課）

《指摘事項①》

補助金の交付に際しては、補助金の透明性を確保するため、補助対象事業費に充当可能な経費を具体的に規定されたい。

##### 【措置等①】

補助対象となる経費については、小平市ごみ減量推進実行委員会補助金交付要綱第3条で規定しているが、詳細な個々の内容については今後整理し、毎年度補助金交付決定の際に団体に通知します。

#### 2 小平市緑と花いっぱい運動の会

##### (1) 補助金交付団体

《指摘事項①》

会費の納入書の控えの所在が確認できない支部があった。経理書類は適正に管理されたい。

##### 【措置等①】

今後、班長・役員・会計による複数の目で確認し、管理を徹底します。

##### (2) 所管部課（環境部水と緑と公園課）

《指摘事項①》

交付要綱に補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされていない。交付に際しては、補助金の透明性を確保するため、対象経費について具体的に規定されたい。また、この補助金は用途を特定しない運営費補助に近いが、事業費補助への見直しを検討されたい。

##### 【措置等①】

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容を明確にすることにより、事業費補助としての適正化を図るため、要綱の改正を行います。

また、対象経費については、具体的な規定を検討します。

### 3 小平市青少年対策地区委員会

#### (1) 所管部課（教育部地域学習支援課）

##### 《指摘事項①》

補助金交付算定基準において、活動割額の算定に当たり算定基礎となる前年度補助対象事業費に補助対象外経費が含まれているため、適正な処理をされたい。

##### 【措置等①】

今後、補助対象外経費の明確化を図り、補助金算定を適正に行えるよう改善します。

##### 《指摘事項②》

補助金交付事務に際して、補助対象経費の中に対象外とすべき経費が含まれており、また、申請内容に対する変更手続きがとられていないため、交付基準や手引き等の作成などにより、適切な指導をされたい。

##### 【措置等②】

今後、補助金交付に係る手続き等の見直しを図るとともに、手引き等の作成により、団体に対し適切な指導・助言を行っていきます。

### 4 小平市子ども会育成者連絡協議会

#### (1) 補助交付団体

##### 《指摘事項①》

加盟団体育成事業において、加盟団体への補助金交付額に誤りがあった。適正に処理されたい。

##### 【措置等①】

加盟団体への補助金交付額の算定に当たっては、複数の担当により確認を行い、誤りのないよう適正に処理します。

#### (2) 所管部課（教育部地域学習支援課）

##### 《指摘事項①》

団体の研修会に庁用車を貸出している事例が見受けられた。庁用車は行政事務事業に限り使用できるもののため、適正に対処されたい。

##### 【措置等①】

平成28年度以降、団体が主催する研修会における庁用車の使用は行わないこととしました。